1 1 月 定 例 会 議 員 提 出 議 案

(草津市議会会議規則第14条)

会第4号

「議員提出規則案」

令和6年12月20日

r	I . →> ← →
TO. 1	$H \stackrel{\leftarrow}{=} \stackrel{\leftarrow}{\sim}$
171	11999

会第4号 草津市議会会議規則の一部を改正する規則案 …… 2

会第4号

草津市議会会議規則の一部を改正する規則案

上記の議案を地方自治法(昭和22年法律第67号)第112条および草津市議会会議規則(平成9年草津市議会規則第2号)第14条の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和6年12月20日

草津市議会議長

西村 隆行 様

提出者

草津市議会議員

福田 茂雄

賛成者

草津市議会議員

瀬川 裕海

土肥 浩資

西垣 和美

藤井 三恵子

八木 良人

田中 詩織

草津市議会会議規則の一部を改正する規則

草津市議会会議規則(平成9年草津市議会規則第2号)の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後

第1条~第157条 《現行どおり》 (情報通信端末機器の使用)

- 第157条の2 情報通信端末機器(**議長が指** 定するものに限る。以下同じ。)を議場また は委員会の会議室に持ち込み、会議で使用す ることができる。ただし、前条の運用を電子 データにより行うときは、議長の許可を得な ければならない。
- 2 《現行どおり》 第158条~第167条 《現行どおり》

改正前

- 第1条~第157条 ≪省略≫ (情報通信端末機器の使用)
- 第157条の2 **議員は、**情報通信端末機器 (**議会が議員に貸与するタブレット型端末** に限る。以下同じ。)を議場または委員会の 会議室に持ち込み、会議で使用することができる。ただし、前条の運用を電子データにより行うときは、議長の許可を得なければならない。
- 2 《省略》 第158条~第167条 《省略》

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

改正理由

会議の規律に関する規定の中で、業務効率化や生産性の向上のため、議会が議員へ貸与する タブレット端末機器に限らず、議長が指定する情報通信端末機器を議場または委員会の会議室 に持ち込み、会議で使用することができるよう、所要の改正を行うもの。